

渡良瀬遊水地の
ラムサール条約湿地登録に関する陳情書

陳 情 者

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号
浅野正富法律事務所内
渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会
代表 楠 通 昭

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情

1 陳情の趣旨

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書（意見書案は別紙のとおり）を採択し、地方自治法第99条に基づき内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出することを陳情致します。

2 陳情の理由

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年9月30日にラムサール条約湿地の潜在候補地として渡良瀬遊水地を含む全国172か所の湿地を選定したことを公表しました。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

渡良瀬遊水地は、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県にまたがり、古河市はじめ、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息しています。また、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、河川法に基づき遊水地を管理する国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会によって平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定されました。今後、この計画に基づいて遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、愛知目標（ポスト2010年目標）として「20

20年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことが定められ、保護地域については陸域17%、海域10%など、20の個別目標が合意されました。また、日本が提案している、生物多様性保全に国際社会が連携して取り組むための「国連生物多様性の10年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定されています。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

既に、国土交通省利根川上流河川事務所は、「遊水地は貴重な地域資源であり、治水事業に支障がないという前提を置き、地元の方々が望まれるのであれば、ラムサール条約の湿地登録に賛成する」との見解を表明しています。今後とも国土交通省による管理の下で渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されることになれば、従来渡良瀬遊水地の治水機能強化を念願していた地元住民のラムサール条約湿地に登録されることによって治水に支障が生ずるのではないかというような懸念は完全に解消されます。

よって、従来の河川法に基づく遊水地の管理の枠組みと渡良瀬遊水地湿地保全再生・基本計画を保全の法的担保とする国際的に重要な湿地として渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局への渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録進達を要望する意見書をご採択いただき、内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出いただきますよう陳情致します。

平成22年11月24日

陳 情 者

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭

古河市議会議長 堀 江 久 男 殿

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書（案）

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年9月30日にラムサール条約湿地の潜在候補地として渡良瀬遊水地を含む全国172か所の湿地を選定したことを公表しました。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

渡良瀬遊水地は、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県にまたがり、古河市はじめ、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息しています。また、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、河川法に基づき遊水地を管理する国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会によって平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定されました。今後、この計画に基づいて遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、愛知目標（ポスト2010年目標）として「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことが定められ、保護地域については陸域17%、海域10%など、20の個別目標が合意されました。また、日本が提案している、生物多様性保全に国際社会が連携して取り組むための「国連生物多様性の10年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定されています。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の事項を実施されることを要望します。

記

渡良瀬遊水地を、従来の河川法に基づく遊水地の管理の枠組みと渡良瀬遊水地湿地保全再生・基本計画を保全の法的担保とする国際的に重要な湿地として、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局へ登録進達の手続を取ること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

茨城県古河市議会

○意見書提出先

内閣総理大臣宛

環境大臣宛

国土交通大臣宛